

## 太子町提案型協働事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、太子町の地域課題の解決と住民福祉の向上に向けて、住民等の創意工夫やアイデアを活かし、行政と協働するまちづくりの推進を図るための事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民等 個人、自治会、特定非営利活動法人、企業、その他非営利の公益活動を行うもの
- (2) 協働事業 住民等と行政が対等な関係で互いの特性を活かし協力しながら、共通の地域課題の解決や住民福祉の向上につなげるために実施する事業
- (3) 住民団体 住民等が一定の目的のもと、活動する法人又は団体
- (4) 活動拠点 住民団体の所在地若しくは、日常の公益活動を行う主たる区域及び場所

### (協働事業の提案及び実施の主体)

第3条 協働事業の提案及び実施の主体は住民団体とし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 町内に活動拠点を有するものであること。
  - (2) 組織の運営に関する定款、会則、規約等が定められていること。
  - (3) 適正な会計処理が行われていること。
  - (4) 住民団体の代表者が町税を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、協働事業を実施することはできないものとする。
- (1) 営利又は、政治、宗教若しくは選挙活動を目的としているもの
  - (2) 太子町暴力団排除条例（平成25年条例第7号）第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者等であるもの

### (対象となる協働事業)

第4条 補助金交付の対象となる協働事業は、住民団体が自ら企画し、太子町の地域課題の解決に取り組む実現可能で住民の交流促進や住民生活・福祉の向上に寄与する事業で町長が指定するテーマに該当する事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象外とする。
- (1) 当該協働事業に従事する者の安全確保が難しい事業
  - (2) 営利又は、政治、宗教若しくは選挙活動を目的としている事業
  - (3) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
  - (4) 国、他の地方公共団体及びそれらの外郭団体等の補助等を受ける事業
  - (5) その他公序良俗に反する事業

- (6) 過去に第 8 条に規定する補助金の交付を受けた団体による同内容の事業
- 3 前項第 6 号の規定については、当該事業に新たな要素を加えることで、活動の活性化等の新たな付加価値が認められる場合はこの限りでない。

(協働事業の提案)

第 5 条 協働事業を提案しようとする住民団体は、太子町提案型協働事業提案書に、事業計画書、その他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 前項の規定に基づき提出された書類については、太子町情報公開及び個人情報保護の保護に関する条例(平成 12 年条例第 1 号)に基づき、町長が非開示とすべきと認めるものを除き公開するものとする。

3 町長は、提案された協働事業について、必要な事項の説明及び資料の提出を求めることができる。なお、協働事業を提案した住民団体が正当な理由なくこれに応じない場合は、提案された協働事業を不受理とすることができる。

(協働事業の採択等)

第 6 条 町長は、前条の規定に基づき提案された協働事業について、その内容を審査し、協働事業の採択を行う。

2 町長は、前項の審査を行うため、前条の規定による協働事業を提案した者から事業内容等の聴取を行うことができる。

3 町長は、第 10 条第 4 項に規定する報告を受けた場合は、協働事業の採択にあたり当該報告を参酌するものとする。

4 第 1 項の規定による審査の結果について、事業を提案した住民団体に通知するものとする。

(事業期間)

第 7 条 前条第 1 項の規定による採択を受けた協働事業は、採択を受けた日の翌年 3 月 31 日までに完了するものとする。

(事業費の補助)

第 8 条 町長は、第 6 条第 1 項の規定により採択した協働事業を行うにあたり、その経費の全部又は一部について補助金を交付することができる。

(補助対象経費)

第 9 条 第 6 条第 1 項の規定における採択を受けた協働事業に係る経費のうち補助の対象となる経費は、第 7 条の事業期間内に支出する経費で町長が必要と認める経費とする。ただし、当該協働事業を実施することにより収入がある場合は、相当額を補助対象経費から差し引くものとする。

2 前項の規定により算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(太子町提案型協働事業審査会)

第 10 条 町長は、第 6 条第 1 項の規定における審査のため、太子町提案型協働事業審査会(以下「審査会」という。)を開催することができる。

- 2 審査会は、委員 3 人以内で組織する。
- 3 前項に規定する委員は、住民活動等に知識を有する学識経験者等で町長が適当と認める者とする。
- 4 審査会は、審査した結果を町長へ報告する。
- 5 審査会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(補助金の交付手続き)

第 11 条 第 8 条第 1 項に規定する補助金の交付手続きについては、この要綱に定めるもののほか、太子町補助金等交付規則（平成 18 年規則第 1 号）に準じ、これを行う。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、町長が別に定める。